

## 2011年度総会報告事項（公益法人移行）について

（社）日本気象学会理事会

2011年5月19日に、国立オリンピック記念青少年総合センターで開催された2011年度（社）日本気象学会総会において、「公益法人移行」について、当日配布資料を基に、総合計画担当理事が報告を行った。今後の学会活動にとって非常に重要な内容を含んでいることから、総会に参加されなかった会員の皆様にも知っていただくために、当日配布資料等に基づいて、以下に説明を行う。

### 1. はじめに

（社）日本気象学会の公益法人移行については、既に2008年度の総会において、新公益法人制度の概要、ならびに学会としての今後の方針等について説明を行い、「天気」2008年7月号にその内容を掲載した。

その後、理事会では、総合計画委員会を中心に慎重に検討を重ねるとともに、公益法人移行準備として、各支部の会計を本部会計へ統合することを計画し、各支部の全面的なご協力によって、円滑に実施することができた。この移行に際して新たに設けた支部強化基金の運用も軌道にのってきており、各支部において、多様な活動が実施されている。改めて、各支部のご協力に感謝する。

最近の内閣府の公益認定等委員会の答申状況を見ると、公益認定の件数は大幅に増加しており、その中で学会等に対する公益認定も増加してきていることが注目される。

このような状況を受け、公益認定に関するその後の経過、これまでの理事会等での検討結果、ならびに、今後の方針、工程等についてご報告する。

### 2. 特例民法法人の公益法人移行について

公益法人制度改革関連3法（一般社団・財団法人法、公益法人認定法、整備法）の施行の日（平成20年12月1日）から、現行の公益法人はすべて法律上「特例民法法人」となっている。現在（社）日本気象学会も特例民法法人として位置づけられており、実質的には現行の公益法人と変わらない活動が可能である。

特例民法法人については、法律の施行から5年間を移行期間とし、公益社団法人・公益財団法人への移行の認定の申請、又は一般社団法人・一般財団法人への移行の認可の申請をすることが出来る。また、移行期間中に移行しない法人は解散したものとみなされる。公益法人に移行することを申請した法人に対しては、

民間有識者による委員会（内閣府の公益認定等委員会）の意見に基づき行政庁が「公益法人」として認定することとなっている。

公益法人は、公益目的事業（公益法人認定法第2条関係別表に定められた23事業）を行うことを主たる目的とすることが必要である。この23事業には「学術・科学技術の振興」が含まれているので、この点では気象学会の事業内容は公益認定に障害になることはないと思われる。ただし、会員（社員）以外の不特定多数に対する便益の内容、すなわち、事業活動が一般社会に開かれているかどうかが重要であり、会員（社員）のみを対象とした事業活動では、公益認定は困難であるといわれている。

また、公益認定については、これまで以上に法人の自発的な内部管理（ガバナンス）や法令順守（コンプライアンス）が求められ、それを保証する組織や運営方法の設計が重要である。さらに、事業の公益性を示す財務上の条件（50%以上の公益目的事業比率の維持、継続、公益事業の収支相償、遊休財産保有の制限）を充たすことが求められる。

### 3. 日本気象学会の対応

新公益法人制度においては、登記によって簡単に一般法人が設立できることから、社会的に信用のある法人となるためには、公益認定を受けることが必要である。また、公益社団法人となることによって、①原則非課税、②寄付優遇税制等の、税制上の優遇措置を受けることが可能となる。

以上のような理由から、日本気象学会としても公益認定を受ける必要があることから、公益社団法人へ移行を進めてきている。

公益認定に向けての準備作業として、公認会計士事務所による事前診断を実施した。その結果、「公益法人、一般法人どちらへも移行できると考えられるが、

移行に当たっては会員制度の見直し、代議員制度導入の可否、理事会の在り方の見直しなど、機関制度設計が必要」との、診断結果を得ている。

この診断結果を受け、理事会として社員制度、役員制度ならびに会計制度等について検討を行った。以下に、各検討項目についての基本的な考え方を示す。

### 3.1 社員制度

日本気象学会では社団法人創設以来、個人会員を民法上の社員として位置づけてきている。平成11年度(1999年)に文部省(当時)の指導により、総会成立要件に関する定款の改正を行った。この改正により総会成立要件である定足数は、従前の社員(個人会員)の1/5以上(このうち委任状および書面によらない出席者は社員の1/25以上)から、社員の1/2以上となった。これ以降、この成立要件を充たすために、会員宛葉書の送付や、機関誌・HPによる周知等を実施し、定足数の確保に努めてきたところである。

しかし、総会の定足数確保には多大の困難を伴うことから、主務官庁である文部科学省の指導を得ながら、定款の改正を図ることとし、平成16年11月に定款の改正を行った。改正にあたっては、会員の種別を従前の民法上の社員に相当する通常会員(この法人の目的に賛同する個人)と、学会員としての特典については通常会員とは全く差異はないが、社員としての権利を有しない特別会員(この法人の目的事業に賛同する個人)とに分離した。会員種別については入会時に自ら選択して申告するが、種別の変更は随時可能である。

新公益法人制度においては、基本的には会員全てが同一の権利を持つという前提となっている。したがって、社員の権利について、法人の目的事業から見て区分すべき合理的な理由がない限り、現在と同様の制度を採用することは困難である。このことについて、公益認定等委員会に事前に相談等を行った結果、以下のような問題点が指摘された。

- ・通常会員と特別会員を区別する定義が曖昧である。総会の定足数を確保することに困難があるということであるが、定足数確保を主たる理由にした制度設計はありえない。

公益認定等委員会の指摘にもあるように、現在の通常会員と特別会員に分ける制度は認められないことから、社員資格として、①個人会員全体を社員、②新たに代議員制を導入、の何れかを選択する必要がある。

他の学会について調査を行ったところ、多くの学会で代議員制度が採用されているが、その制度設計に当たっては、代議員の選出母体について、種々の工夫が行われており、複雑な制度設計となっている場合もある。

また、先に述べた公益認定等委員会への事前相談では、「すでに社員が会員の1/4以上であるので、それよりも大幅に社員を減らすことを前提とした代議員制は適当とはいえない。」との見解を示されている。

一方、日本気象学会と同規模の日本天文学会や会員数約35000名の土木学会では代議員制度は採用されていない。特に土木学会では、総会開催のための委任状等を多くの関係者の努力で毎回1/2以上集めることを達成している。

以上述べたように、公益認定等委員会の指摘、他学会の状況を考慮し、さらに、

- ・代議員制度の採用には多くの検討事項が付随し、その検討には時間を要すること
- ・基本的には会員すべてが社員となることが本来の法人の趣旨であること
- ・会員が社員となることによって、学会活動への関心を高めることが期待されること

等を考慮し、代議員制ではなく、会員すべてを一般社団・財団法人法に規定する社員とする制度を導入することとする。

なお、同制度導入に当たっては、社員総会への出席ならびに委任状提出等の活動に一段の力を注ぐこととしたい。具体的には、総会出席要請の機関誌、HP、会費請求用書類等、あらゆる機会を捉えて、周知徹底をはかることとする。

### 3.2 役員制度

新公益法人制度においては、理事の役割と責任が、従来よりも明確に規定されている。新制度では理事会のみが執行機関として機能するように制度設計が行われており、現在のように、理事の中から選任された常任理事会が、理事会の機能(の一部)を代行することは認めていない。また、理事会への理事本人の出席の義務があり、書面参加が認められていない。このため、法人の意思決定を迅速かつ適切に行い、社会の要請や変化に速やかに対応するためには、理事の総数の見直しや、理事会開催回数・方法の検討を行う必要がある。他の学会に較べて、現在の日本気象学会は理事数が多い。これは戦前から社団法人であったことによ

るものであり、今後は他の同規模の学会と同程度にする必要がある。また、従前の社団法人や新公益法人においては同一の組織等から役員が1/3以上が選出されてはならないとしており、この基準の遵守も必須の要件である。

このような状況を考慮すると、理事の総数を減員するとともに、理事会の役割や通常業務の執行機関について検討する必要がある。また、日程や予算面から理事会への定常的な出席が困難となる地方選出理事についても検討を行う必要があり、電話会議システムの導入、さらには、支部の意見を従来以上に取り入れるために支部長会議（仮称）等の新設が必要となるものと思われる。

### 3.3 会計制度

公益認定を受けるためには、定款等の変更のみならず、支部会計を統合して公益法人会計基準に則り適正な会計処理を行う必要がある。学会は単一の法人であることから、支部の収支も含めて新公益法人会計基準に則って会計処理をしなければならない。

この課題に対処するため、各支部のご協力を得て、支部会計の統合を2009年度に実施した。また、新公益法人会計基準による会計処理についても、2008年度よ

り実施し、さらに新々公益法人会計基準については2010年度より実施している。

今後の主要な課題としては、現在の会計区分（公益事業、収益事業等）の見直しや、公益事業の事業区分の見直しが必要であり、早急に検討を行うこととする。

### 4. 今後の予定

今後の移行作業については、専門的な事項も数多く生じることから、既に学会と顧問契約を締結している長谷川俊明法律事務所と打ち合わせを行いつつ、公認会計士事務所ならびに監査法人等とも適切に連携して対処することとしたい。今後の移行スケジュールについては以下を想定している。

- ・平成23年5月：総会で会員に説明
- ・平成23年8月～：定款案等の作成、会員からの意見募集
- ・平成24年5月：総会で定款案等の承認
- ・平成24年7月：第37期理事会発足
- ・平成24年7月～：公益認定手続き
- ・認定後、直ちに移行。

以上